

令和8年10月16日より施行

令和8年度 標準農作業賃金及び賃借料情報

今年の標準作業労賃をお知らせいたします。

【農作業賃金】 ※雇用契約に基づく労賃であるため、消費税の課税対象とはなりません。

作 業 区 分	単 位	標 準 額	備 考
一般農作業	一人当り	8,800円	労働時間は8時間を標準とする。

【請負作業賃金】 ※消費税は含まれておりません。

※実際の支払いに当たっては、別途消費税が加算されることがあります。

作 業 区 分		単 位	標 準 額	備 考
鋤（すき） 耕		10a 当り	7, 500円	田畑共
ロ ー タ リ ー 耕		10a 当り	6, 000円	田畑共
あ ぜ ぬ り		1 m当り	50円	
代かき（仕上げまで）		10a 当り	7, 500円	
田植	普 通 機 械 植	10a 当り	6, 500円	苗の運搬、寄せ植えはしない
	側条施肥実施の時	10a 当り	7, 500円	肥料は委託者負担
稲刈り	コンバイン	10a 当り	17, 000円	籾運搬 1,800 円委託者負担
米 乾 燥 調 整		60kg 当り	1, 800円	調整のみ 600 円
育 苗 （ 硬 化 ）		1 箱当り	850円	10a 当りの標準 20 箱×850 円=17,000 円
育苗（緑化）うるち・もち			JA 夢みなみ単価	

※動力機械による割増料金

ほ場条件（未墾地、湿地、形状不形、傾斜地等）により特に勘案する必要がある場合は、両者協議して決める。

※コンバインの条件

- ① 悪条件田については、5割以内の割増料金とする。
- ② 悪条件田については、刈り取り作業を中止することもあります。
また、刈り取り作業を中止した場合は、実施した刈り取り面積で料金を決めます。

【賃貸料情報】

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、農地の標準小作料制度が廃止となりました。
貸し手、借り手、双方の話し合いで賃借料の設定をお願いします。